

- 107–12.
- 3) International Guidelines for Ethical Review of Epidemiologic Studies. Geneva: CIOMS (the Council for International Organizations of the Medical Sciences), 1991.
 - 4) 光石忠敬(訳). CIOMS 疫学研究の倫理審査のための国際的指針. 臨床評価. 1992; 20(3): 563–78.
 - 5) Nakayama T, Muto K, Yoshiike N, Yokoyama T. Awareness and motivation of Japanese donors of blood for research. Am J Public Health. 1999; 89: 1433–4.
 - 6) Ohno Y, Tamakoshi A; JACC Study Group. Japan collaborative cohort study for evaluation of cancer risk sponsored by the Monbusho (JACC study). J Epidemiol. 2001; 11(4): 144–50.
 - 7) Subcommittee of Ethical Issues. What ethical issues are Japanese epidemiologists facing? : Results of a questionnaire study for members of the Monbusho Research Committee on evaluation of risk factors for cancer by large-scale cohort study. J Epidemiol. 1996; 6(3 Suppl): S141–6.
 - 8) Inaba Y. Recent topics in Japan. J Epidemiol. 1996; 6 (3 Suppl): S137–9.
 - 9) Kobashi G, Hoshuyama T, Sugimori H, et al. What expectations do young Japanese epidemiologists have for the future of epidemiology? : A questionnaire survey of members of the young epidemiologists society for discussing the future of epidemiology. J Epidemiol. 2004; 14(2): 69–71.
 - 10) 濱上清貴・佐藤敏行・一瀬 篤・大竹輝臣. 公衆衛生と個人情報保護の沿革と今後のあり方. 公衆衛生. 2000; 64 (8): 532–40
 - 11) 水嶋春朔. 個人情報とデータの利活用に関する国際的動向. 公衆衛生. 2000; 64: 548–56
 - 12) Gordis L, Gold E. Privacy, confidentiality, and the use of medical records in research. Science. 1980; 207(4427): 153–6.
 - 13) Herbst AL, Ulfelder H, Poskanzer DC. Adenocarcinoma of the vagina. Association of maternal stilbestrol therapy with tumor appearance in young women. N Engl J Med. 1971 Apr 15; 284(15):878–81.
 - 14) 朝日新聞 住民の遺伝子無断解析:高血圧の研究に検診の採血使う. 1999年10月26日
 - 15) 毎日新聞 国立循環器病センターが遺伝子5000人分を無断解析. 2000年2月3日
 - 16) 共同通信 カルテを無断で閲覧:循環器疾患の疫学調査. 2000年3月8日
 - 17) 1999年度厚生科学特別研究. 行政的側面から見た疫学研究の評価に関する研究(主任研究者・中山健夫).
 - 18) ロバート・スノーフ(上畠鉄之丞 監訳, 水嶋春朔, 望月友美子, 中山健夫 訳者代表),根拠に基づく健康政策のすすめ方:政策疫学の理論と実際. 医学書院:東京, 2003.
 - 19) 日本疫学会. 個人情報保護に関する法整備に関する声明 2000.
(<http://wwwsoc.nii.ac.jp/jea/main/seimei.html>, accessed 2005/10/27)
 - 20) 疫学研究におけるインフォームド・コンセントに関する研究と倫理ガイドライン策定研究班,疫学研究におけるインフォームド・コンセントに関するガイドライン ver1.0, 日本医事新報社:東京, 2000
 - 21) 日本学術会議第7部会 「医学研究から見た個人情報の保護に関する法制のあり方について」 2001年3月
(http://www.scj.go.jp/kennkyuusya_saronn_r/18pdf

- /1865.pdf, accessed 2005/10/27)
- 22) 日本産業衛生学会 個人情報保護基本法制定についての要望書 2000.
(http://www.sanei.or.jp/topics/topic_document.html, accessed 2005/10/27)
- 23) 疫学的手法を用いた研究等における生命倫理問題及び個人情報保護の在り方に関する調査研究班, 疫学の研究等における生命倫理問題及び個人情報保護の在り方に関する指針(案)
010410 版, 2001
- 24) 全国医学部長病院長会議・研究倫理に関する小委員会. 疫学研究等に関するガイドライン試案. 公衆衛生研究 2003; 52(3): 224-7.
- 25) 稲葉裕. 「疫学研究に関する倫理指針」:作成の経緯. 公衆衛生研究 2003; 52(3): 183-6.
- 26) Naito M, Nakayama T, Ojima T, et al. Creating a Brochure to Promote Understanding of Epidemiological Research. J Epidemiol. 2004; 14(5): 174-5
- 27) 読売新聞. 個人情報保護 過剰反応！？相次ぐ. 2005 年 8 月 20 日.

注釈

注1…ハンブルグでは 1940 年代より地域がん登録事業が継続されていたが、1977 年、OECD8 原則類似の「データ処理における個人データの濫用防止に関する法律」が制定され、患者情報の届出に対し「本人同意の原則」が適用された。その結果、1979 年まで年間 1 万件届出が、1980-81 年はわずか 2 件のみとなり、事実上がん登録システムが崩壊した。その後、1986 年に旧ロシアにおいてチェルノブイリ原発事故が発生し、旧西ドイツでも環境問題への関心が増大すると共に、がん発生状況に関する情報へのニーズが高まった。しかし、すでにがん登録システムが機能していなかったため、放射能被爆の可能性とがん

リスクへの影響を科学的に評価する手立ては失われていた。1995 年、ドイツ連邦政府が連邦全州に対し、1999 年末までに地域がん登録事業を開始するよう指示したが、空白時期のがん発生実態の情報はもはや回復不可能である¹¹⁾。

注 2…ジョンズ・ホプキンス大学のゴルディスは「研究者が利用できる情報を制限する措置が敷かれることにより、疫学研究によって得られる社会への成果を失えば悲惨な結果を生じる」とし、「個人を特定し、追跡し、記録を連結させることは必要不可欠であり、それら無しに原因特定、危険因子、疾病の自然史の解明は事实上不可能である」ことを訴えた。この証言では後に国際がん研究機関(International Agency for Research on Cancer: IARC)の発がん分類で Class I (carcinogenic) とされた DES(ジエチルスチルベストロール)の有害性を実証した症例対照研究の例をあげ、過去の診療記録の閲覧にあたり患者の同意を得ることが必須とされることで、健康に対する脅威の迅速な解明が阻害される危険性を警告している。DES の事例は、妊娠中に合成エストロゲン流産予防薬の一種である DES を服用した母親から生まれる女兒が、青年期までに特殊な臍がんを発生することを証明した疫学研究である¹⁴⁾。DES の場合、がんは薬物を服用した本人ではなく、服薬(要因曝露)から 15-20 年後に、服用した女性から生まれた女兒に生じる。従って因果関係を検討するには、その年月を遡って妊娠中の服薬歴を調べなければならない。実際の研究では、患者となった女性はカルテ調査で発見され、それにより母親に接触でき、情報を得ていた。ゴルディスは「カルテ閲覧にあたり患者の同意を得ることが必要とされたら、人類にとって初めての『経胎盤性発がん物質』は発見されなかつたであろう」と述べている。ゴルディスの議会証言は、疫学が社会に対して発したアカウンタビリティの先駆的な事例とも言えよう。

IRB の申請を一からやり直さなくてはならない。課題用 IRB は申請を断られることはほとんど無いが、記入に時間がかかる上、統計モデルも教わっていない段階から、課題で使用する変数名やデータとして使用する被験者の内訳（人種、性別、年齢等）まで決めなければならぬので、学生にとっては負担となることが多い。

しかし、博士論文や、実際研究発表用の IRB 申請になると、申請用紙の記入やプロセスがより一層複雑になるので、学生の課題の段階から IRB の申請を課すのは、ある程度プロセスに慣れることができ、良い練習となっている面もあるのかもしれない。

結語

アメリカでの IRB プロセスは非常に複雑である。研究対象のデータだけでなく、学生の課題においても、IRB の申請が課せられている。被験者の権利を保護するためには、大切なプロセスと考えられるが、その分学生を含め、IRB 申請者にも負担が多くなるのは必須である。

参考文献

- 1) MEPS (Medical Expenditure Panel Survey):
<http://www.meps.ahrq.gov/>
- 2) U.S. Census Bureau:
<http://www.census.gov/>

業績

2005 年度研究業績

玉腰曉子. 8章疫学研究と倫理ガイドライン. 青山英康 (監修), 川上憲人, 甲田茂樹 編. 今日の疫学 第2版. 東京: 医学書院, 2005: 205–210.

玉腰曉子. 分子疫学コホート研究と個人情報保護. 文部科学省特定領域研究「ゲノム」4領域, ゲノム医科学ネットワーク委員会, 統合ゲノム社会との接点委員会 編. ゲノム医科学と社会 個人情報の保護を中心に2. 東京: 文部科学省科学研究費補助金特定領域研究「ゲノム」4領域 ゲノム医科学領域代表 菅野純夫, 2005: 67–78.

Kobashi G, Hoshuyama T, Ohta K, Sugimori H, Oki I, Kanda H, Naito M, Takao S, Tamakoshi A. Young Epidemiologists' Attitude towards Personal Data Protection. *J Epidemiol* 2006;6:90–92.

杉森裕樹, 清田礼乃, 大神英一, 加藤聰一郎, 小橋元, 鶩尾昌一, 中山健夫, 玉腰曉子. 医学研究分野の個人情報保護—米国大学におけるHIPPA導入事例—. 放射線科学 2005; 48: 166–179.

Nakayama T, Sakai M, Slingsby BT. Japan's ethical guidelines for epidemiologic research: A history of their development. *J Epidemiol* 2005;15:107–12.

Nomura H, Nakayama T. The Japanese healthcare system: The issue is to solve the "tragedy of the commons" without making another. *BMJ* 2005;331:648–9.

Nakayama T. Evidence-based healthcare and health informatics: Derivations and extension of epidemiology. *Epidemiol* (in press)

中山健夫(分担翻訳). ミュア・グレイ著,根拠に基づく保健医療(津谷喜一郎・高原亮治 監訳). 東京:エルセビア・ジャパン, 2005.

内藤真理子, 中山健夫. 健康政策への応用. 青山英康 (監修), 川上憲人, 甲田茂樹編. 今日の疫学 第2版. 東京: 医学書院, 2005.

丸山英二.個人情報保護法,分子細胞治療2005;4:67–70.

丸山英二.「人体情報に関する生命倫理基本法」(「人倫研プロジェクト」ワーキンググループ・提言 「身体・組織の利用等に関する生命倫理基本法」(4)——(4)提言・その4) 北大法学論集2005; 56:1486–1461.

丸山英二.シンポジウム「生命倫理と法」アメリカ,比較法研究2005;66:13–24.

鶩尾昌一, 武藤香織, 玉腰曉子. 疫学研究に関する倫理指針(文科省・厚労省共同指針)に対する医大生の感想. 日本医事新報 2005;4214:57–8.

**厚生労働行政施策の基盤となる
疫学研究の適切な推進に関する研究**

平成 17 年度報告書

2006 年 3 月 31 日発行

主任研究者 玉 腰 晓 子
〒466-8550 名古屋市昭和区鶴舞町 65
名古屋大学大学院医学系研究科
予防医学／医学推計・判断学
TEL 052-744-2132
FAX 052-744-2971